

青森県報

第三千二百三十五号

平成二十一年
九月十一日
(金曜日)

目 次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	一	(高 齢 福 祉 課)
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	二	(同)
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	二	(同)
障害福祉サービス事業者の指定	二	(障 害 福 祉 課)
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の名称及び所在地変更の届出	三	(同)
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	三	(同)
道路の区域の変更	三	(道 路 課)
道路の供用の開始	四	(同)
公 告		
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	四	(県 民 生 活 文 化 課)
大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札	四	(原 子 力 安 全 対 策 課)
公安委員会		
警備員の検定合格者審査の実施	六	(生 活 安 全 企 画 課)
正 誤		
平成二十一年六月一日定例告示中	八	(高 齢 福 祉 保 険 課)

告 示

青森県告示第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定期間 年月日
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業所			
株式会社アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	訪問介護	訪問介護ステーション	アホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二の二	平成 三・八・二〇
株式会社世会	弘前市大字五代の五〇〇三	福祉用具貸与	高館山福祉用具サービス	株式会社世会	弘前市大字和田町四の八	三・八・二五
株式会社世会	弘前市大字五代の五〇〇三	福祉用具貸与	高館山福祉用具サービス	株式会社世会	弘前市大字和田町四の八	"
有限会社古屋工業	青森市大字羽白字沢田七三三の三	福祉用具貸与	なごやか介護センター	有限会社古屋工業	青森市大字前田字中野七の一	三・八・二七
有限会社古屋工業	青森市大字羽白字沢田七三三の三	福祉用具貸与	なごやか介護センター	有限会社古屋工業	青森市大字前田字中野七の一	"
株式会社ぐみ	弘前市大字常盤字湯段三の二四五	訪問介護	指定訪問介護支援事業所	株式会社ぐみ	弘前市大字常盤字湯段三の二四五	三・八・二六

社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	短期入所生活介護	短期入所生活介護施設	弘前市大字南袋町五の二六	三・八三
--------------	---------------	----------	------------	--------------	------

青森県告示第五百九十七号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	年月日
株式会社ユーホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	居宅介護支援事業所ライラック	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二の二	平成三・八三
株式会社あら	青森市大字幸畑字松元五八の三〇一三三	居宅介護支援センターあつら	青森市大字幸畑字松元五八の九	三・八五
アイズサポート株式会社	東京都渋谷区本町一丁目八の七	アイズサポート株式会社弘前在宅サービスセンター	弘前市大字小比内四丁目五の一五	"
株式会社めぐみ	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	指定居宅介護支援事業所めぐみの森	弘前市大字常盤野字湯段三の二四五	三・八六

青森県告示第五百九十八号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	年月日
株式会社ユーホーム	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六三	訪問介護ステーションライラック	訪問介護	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田二六二の二	平成三・八三	
株式会社世会	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	高館山福祉用具サービス	高館山福祉用具サービス	弘前市大字和田町四の八	三・八五	
株式会社世会	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	高館山福祉用具サービス	高館山福祉用具サービス	弘前市大字和田町四の八	"	
株式会社有限会社古屋工業	青森市大字羽白字沢田七三三三の	なごやか介護センター	なごやか介護センター	青森市大字前田字中野七の一	三・八三	
株式会社有限会社古屋工業	青森市大字羽白字沢田七三三三の	なごやか介護センター	なごやか介護センター	青森市大字前田字中野七の一	"	
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	介護予防生活介護所	短期入所生活介護施設	弘前市大字南袋町五の一六	三・八三	

青森県告示第五百九十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定期日
特定非営利活動法人ほへみ会の会	五所川原市大字早蕨一	五所川原市大字早蕨一	自立訓練(生活訓練)	ほへみハウス	五所川原市字不魚住七五の一〇	平成三・九・一

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	指定障害福祉サービス事業者
居宅介護		障害福祉サービスの種類
ヘルパーセンター	八戸市大字新井田字松野三	障害福祉サービス事業を行う事業所
平成三・八・一		年月日更

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

青森県告示第六百二一号

変更後	変更前	区分
株式会社こどもり	北津軽郡中泊町小泊一〇の一〇	指定障害福祉サービス事業者
重度訪問介護		障害福祉サービスの種類
こどもりヘルパーセンター	北津軽郡中泊町小泊一〇の一〇	障害福祉サービス事業を行う事業所
平成三・七・三		年月日更

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百一十号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

変更後	変更前	区分
合同会社グート	八戸市大字中居林字雷三の一八	指定障害福祉サービス事業者
重度訪問介護		障害福祉サービスの種類
ヘルパーセンター	八戸市大字新井田字松野三	障害福祉サービス事業を行う事業所
"		年月日更

"

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	県道	弘前田舎館黒石線	黒石市追子野木二丁目六三から 黒石市追子野木二丁目八まで	一・六・九〇メートルから 一・八〇メートルまで	一・九・三〇メートルから 二・八〇メートルまで	二六・五〇メートル	二六・五〇メートル	

青森県告示第六百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
黒石市追子野木二丁目六六から 黒石市追子野木二丁目一まで	黒石市追子野木二丁目六六から 黒石市追子野木二丁目一まで	平成三・九・二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款

変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年八月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県介護支援専門員協会
- 三 代表者の氏名
佐々木 義樓
- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目八の二一
- 五 定款に記載された目的
本会は、質の高いケアマネジメントの実現のため、保健・医療・福祉のチームケアの推進等に関する事業を行い、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

大気中気体状ベータ放射能測定器の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年九月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

大気中気体状ベータ放射能測定器 五式

二 履行期限

平成二十二年三月十九日

三 納入場所

以下のモニタリングステーション五局とする。

尾駮局 (上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一六一の一)

千歳平局 (上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二二の一)

平沼局 (上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂二六の一)

泊局 (上北郡六ヶ所村大字泊字川原一)

吹越局 (上北郡横浜町字吹越九五の一)

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号の一の規定により理化学・計測機器の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター総務担当

電話 〇一七五 七四 一二二五一

2 入札書の提出方法

1 に掲げる提出場所に持参し、又は郵便により送付すること。ただし、郵便により送付する場合は、配達証明することができる郵便とすること。

3 入札書の提出期限

平成二十一年十月二十八日 午後五時十五分(郵便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

4 開札の日時及び場所

(一) 日時

平成二十一年十月二十九日 午後一時三十分

(二) 場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター 二階大会議室

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第三百二十二条、第三百三十三條及び第三百五十九條の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、十の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。

九 入札条件

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号) に定める入札者心得書(ただし、第四条第八号を除く。)を遵守するほか入札説明書による。

十 その他

1 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限の七日前までに青森県原子力センター所長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされると判断した2の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:
5Beta-atmospheric Gas Monitors

2 Time limit for tender:
5:15p.m.October28,2009

3 Contact points for the notice:
Aomori Prefectural Nuclear Power Safety Center
400-1 Sasazaki Kurauchi, Rokkasho Village, Aomori
Prefecture 039-3215 Japan
TEL 0175-74-2251

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十六号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成二十一年九月十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十一年十一月五日（木）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査 空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予 定 定 員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成二十一年十月一日（木）から同年十月二十一日（水）までの間（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」とい

う。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。ただし、審査申請者が(一)及び(二)に該当する場合にあつては(一)又は(二)に掲げる書面のうちいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合にあつては(一)及び(二)に掲げる書面のすべてをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者

で青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者

で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ

三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二二一内線三〇四五

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

正

誤

高齢福祉保険課

平成三〇九一六 第三〇九一六号	発行年月日	告示	区分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
第三八二号	第三八二号	二	一	上	下	表中	表中	弘前市大字野田二丁目二の二七	弘前市大字野田二丁目二の二七
		表中						弘前市大字野田二丁目二の二七	弘前市大字野田二丁目二の二七

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭